

社会福祉法人たんぽぽ福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規定は、社会福祉法人たんぽぽ福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条

役員等には勤務形態、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

第3条

役員等の報酬は、報酬等の区分に応じて別表1に定める額とする。

(当法人職員と給与の併給)

第4条

当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者について役員等の報酬は支給しない。

(支給時期)

第5条

役員等及び評議員に対する支給時期は、当該会議に出席した都度支給する。

(公表)

第6条

当法人は、この規定をもって社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第7条

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する

この規程は、2017年4月1日一部改正する

この規定は、2021年11月27日一部改正する

別表1 役員等および評議員の報酬

| 役 職 名 | | 報 酬 額 |
|-------|---------------------|------------|
| 理事長 | | 月額 50,000円 |
| 理事 | 理事会等会議の出席 | 日額 5,000円 |
| | 上記の他 法人および施設業務のため出勤 | 日額 5,000円 |
| 監事 | 理事会等会議の出席 | 日額 5,000円 |
| | 監事監査 | 日額 20,000円 |
| | 上記の他 法人および施設業務のため出勤 | 日額 5,000円 |
| 評議員 | 評議員会の出席 | 日額 5,000円 |
| | 上記の他 法人および施設業務のため出勤 | 日額 5,000円 |